

# 枚方京田辺環境施設組合事務局設置条例

平成28年7月1日

条例第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、  
管理者の権限に属する事務を処理するため、枚方京田辺環境施設組合に事務局  
を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。